

## Web会議システムを利用した会議に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、京都学園大学・京都先端科学大学同窓会（以下、「本会」という。）における各種会議開催にあたり、開催場所に出席することが困難な全員、又は一部役員が、会議に出席する手段としてオンライン会議の実施方法を定めることにより、会議運営を適切、円滑に行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) オンライン会議

映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるインターネットや情報通信機器を利用する会議システム（以下、「Web会議システム」という。）を用いて、情報を共有し、意見を交換し、議事を行うことをいう。

#### (2) 会議

本会会則に定める理事会、常任理事会及び支部長会並びに委員会をいう。

### (開催手続)

第3条 議長は、オンライン会議の開催に当たっては、事務局と協議の上、決定する。

2 議長は、オンライン会議の開催を決定した場合は、会議に出席する予定の役員に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

3 Web会議システムを利用した会議への参加を希望する役員は、開催通知に記載の回答期限までに申請するものとする。ただし、やむを得ない事情があると議長が認めたときは、期限後も申請できるものとする。

4 議長は、申請に基づき、許可した場合、事務局から参加に必要な情報を通知する。

### (会議の出席)

第4条 Web会議システムによる出席は、本会会則第13条に規定する出席に含めるものとする。

2 Web会議システムの利用において、映像と音声の送受信により、常時、相手の状態を相互に認識できる場合のみ出席とする。ただし、会議開催前に事前に議長に対し申請し、やむを得ない事情があると議長が認めたときは、出席とみなす。なお、何らかの都合で一時的に退席する場合は、議長の許可を得たうえで退席するものとする。

3 Web会議システムの利用において、映像及び音声の送受信ができなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する役員は、その時刻から退席したものとみなす。

4 Web会議システムを利用した会議への出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行うこととし、Web会議システムを利用して会議に出席する役員は、その映像及び音声を役員以外の者に視聴させてはならない。ただし、小学校就学前の子を養育する役員で、他の養育者等の援助が受けられない場合は、当該小学校就学前の子を同席させることを認めるものとする。

(議決の方法等)

第5条 議決は、参集役員とWeb会議システムを利用する役員で同時に行う。

2 挙手による議決を行う場合は、賛成の意思が明確に判別できるよう、会議出席時同様に、指先を上にした手のひら全体が映像に映るように挙手をする。

3 議長は、議決を行う場合にWeb会議システムに実装されるリアクション機能を活用した採決を行うことができる。

3 議長は、Web会議システムを利用する役員の議決が映像により確認できない場合、通信状況を確認する。それでもなお確認できないときは、棄権したものとみなすことができる。

(秩序保持に関する措置)

第6条 オンライン会議に出席する役員が会議の秩序を乱す場合は、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができるものとし、この命令に従わないときは、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

(セキュリティ対策等)

第7条 オンライン会議に出席する役員が使用する端末は、原則として、個人が所有する私物の端末（パソコン、タブレット端末、スマートフォン等）とする。

2 オンライン会議に出席する役員は、会議への出席に当たり、次の事項を遵守するものとする。

(1) アップデート等を行い、OS（オペレーションシステム）等のソフトウェアのセキュリティを最新の状態にすること。

(2) コンピューターウイルス対策ソフトのインストール等、端末のセキュリティ対策を講じること。

3 オンライン会議に出席する役員は、Web会議システムが推奨する通信速度を確保し、セキュリティで保護された有線又は無線のアクセスポイントに接続すること。

4 私物の端末を使用することにより生じる機器や通信費等の経費は、役員の負担とする。

(委任)

第8条 この規程に記述のない事項に関しては、事務局および三役の判断によるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、常任理事会の議決によるものとする。

附則

1 この規程は、令和 5年 4月15日より施行する。